

京都市教育委員会告示第7号

次に掲げる京都市指定有形文化財は、文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定を受けたことから、京都市文化財保護条例第7条第2項の規定により平成22年12月24日付けで京都市指定有形文化財の指定が解除されたため、同条例第7条第3項の規定において準用する同条例第6条第3項の規定により告示します。

平成23年2月9日

京都市教育委員会

建造物

名 称	数	指 定 告 示
平安神宮 大極殿 (拝殿) 蒼龍楼 白虎楼 東歩廊 西歩廊 応天門 (表門)	6棟	昭和58年6月1日京都市教育委員会告示第1号

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)